平成25年(厚)第542号

平成26年2月28日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。) の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎 年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」 という。)による障害厚生年金の支給を 求めるということである。

第2 再審査請求の経過

- 1 請求人は、初診日を昭和○年○月○日とする高度食道裂孔へルニア(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求として障害基礎年金及び障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の裁定を請求した(以下、これを「本件裁定請求」という。)。
- 2 厚生労働大臣は、平成○年○月○日付で、請求人に対し、「障害厚生年金を受給するためには、傷病の初診日が厚生年金保険の被保険者であった間であることが要件の1つとなっていますが、現在提出されている書類では、当該請求にかかる当該傷病の初診日が、昭和○年○月○日(厚生年金保険の被保険者であった間)であることを確認することができないため。」として、本件裁定請求を却下する処分(以下、これを「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の 社会保険審査官に対する審査請求を経 て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 事後重症請求による障害厚生年金は、 対象となる傷病に係る初診日において厚 生年金保険の被保険者であった者に該 当(以下「厚年被保険者要件」という。) し、所定の保険料納付要件を満たした者に対して、その障害認定日において障害等級に該当する程度の障害になかったものが、同日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により厚年法施行令別表第1に定める程度(障害等級3級)に該当するに至った場合に支給される。なお、障害等級2級以上の障害厚生年金を受給する者には、併せて障害基礎年金が支給される。

また、事後重症請求による障害基礎年金は、対象となる傷病に係る初診日において国民年金の被保険者であった者に該当(以下「国年被保険者要件」という。)し、所定の保険料納付要件を満たした者に対して、その障害認定日において障害等級に該当する程度の障害になかったものが、同日後65歳に達する日の前日までの間において、その傷病により国年法施行令(以下「国年令」という。)別表に定める程度(障害等級1級又は2級)の障害の状態に至った場合に支給される。

- 2 本件の場合、前記第2記載の理由に よってなされた原処分に対し、請求人は これを不服としているのであるから、本 件の問題点は、第1に、当該傷病に係 る初診日(以下「本件初診日」という。) がいつかであり、本件初診日において厚 年被保険者要件及び保険料納付要件を満 たしている場合には、第2に、裁定請求 日における請求人の当該傷病による障害 の状態(以下「本件障害の状態」という。) が、厚年法施行令(以下「厚年令」とい う。) 別表第1に定める程度(障害等級 3級)以上に該当しないと認められるか どうかである。なお、本件初診日におい て、国年被保険者資格要件及び保険料納 付要件を満たしている場合には、本件障 害の状態が、国年令別表に定める程度(障 害等級1級又は2級)に該当しないと認 められるかどうかである。
- 3 本件初診日について検討する。初診日 に関する証明資料は、国年法及び厚年法 が、発病又は受傷の日ではなく、初診日 を障害給付の受給権発生の基準となる日

と定めている趣旨からいって、直接診療 に関与した医師又は医療機関が作成した もの、又はこれに準ずるような証明力の 高い資料(以下、これらの諸要件を満た すと認められる資料を、便宜上、「初診 日認定適格資料」という。) でなければ ならないと解するのが相当である。

そして、国年法及び厚年法上の障害の 程度を認定するためのより具体的な基準 として、社会保険庁により発出され、同 庁の廃止後は厚生労働省から発出したも のとみなされて、引き続き効力を有する ものとされ、当審査会も障害の認定及び 給付の公平を期するための尺度として、 これに依拠するのが相当であると考えて いる「国民年金・厚生年金保険障害認定 基準」(以下「認定基準」という。)が定 められているところ、その「第1 一般 的事項」によれば、「初診日とは、障害 の原因となった傷病について初めて医師 又は歯科医師(以下「医師等」という。) の診療を受けた日をいうとされるが、具 体的には、① 初めて診療を受けた日(治 療行為又は療養に関する指示があった 日)、② 同一傷病で転医があった場合 は、一番初めに医師等の診療を受けた日、 ③ 健康診断により異常が発見され、療 養に関する指示を受けた場合は、その健 康診断日、④ 障害の原因となった傷病 の前に、相当因果関係があると認められ る傷病があるときは、最初の傷病の初診 日が、それぞれ初診日となると解される。 そうして、提出されているすべての資 料から、作成者及びその記載内容からみ て本件初診日に係る初診日認定適格資料 として取り上げるべきものをすべて挙げ てみると、① a病院・A医師作成の平 成〇年〇月〇日現症に係る同日付診断書 (以下「本件診断書」という。)、② b 病院(以下「b病院」という。)・B医師 作成の平成〇年〇月〇日付受診状況等証 明書、③ b病院作成の請求人に係る診 療録(平成○年○月○日から平成○年 ○月○日までの期間のもの)、及び、④ c 病院作成の請求人にかかる平成〇年〇 月〇日付「診療記録が保存期間を過ぎて 廃棄処分しており、初診日等の証明がで きません。」と記載されている書面であ り、これらをおいて他に存しないとこ ろ、これら(以下「資料①」などという。) をみると、次のとおりである。

すなわち、資料①は、傷病名には当該 傷病が掲げられ、そのため初めて医師の 診断を受けた日は、「平成○年○月○日 診療録で確認」とされ、傷病の原因又 は誘因は、「不明 初診年月日(平成○ 年〇月〇日)」、既存障害は「逆流性食道 炎」、既往症は「高血圧症」、傷病が治っ た(症状が固定して治療の効果が期待で きない状態を含む。) かどうかは、「傷病 が治っていない場合……症状のよくなる 見込み ○有 手術治療を行えば」とさ れ、診断書作成医療機関における初診時 所見の初診年月日は「平成○年○月○ 日」とされた上で、「高血圧症、高脂血症、 B型肝炎既往でH. ○. ○. ○初診。降圧 剤治療開始。」、現在までの治療の内容等 は、「血圧、肝機能は正常範囲で経過。 H. ○.○月より、逆流性食道炎症状で発症」 と記載されている。本件診断書によれば、 請求人は、平成〇年〇月〇日に、当該傷 病と相当因果関係の認められない高血圧 症、高脂血症、B型肝炎既往のために当 該医療機関を受診しているが、当該傷病 のために初めて医療機関を受診したのは 「平成○年○月○日」と認めることがで きる。資料②は、当時の診療録より記載 したものとした上で、傷病名には、「下 記参照」と記載され、発病から初診まで の経過は、「上腹部症状が1か月程続く ため受診」、初診より終診までの治療内 容及び経過の概要は、「a病院通院中の 患者。上腹部症状にて○/○受診。○/ ○内視鏡→逆流性食道炎。表在性胃炎、 食道裂孔ヘルニアの診断、処置。その後 の経過は不詳(a病院でfollow中 のはず)」とされた上で、初診年月日は 「平成〇年〇月〇日」、終診年月日は「平 成〇年〇月〇日」と記載されている。本 資料によれば、請求人は平成○年○月○

日から同月〇日まで当該医療機関を受診 し、内視鏡検査の結果、当該傷病と診断 されている。資料③によれば、請求人は、 嚥下時痛のために、平成○年○月○日に b病院を受診し、内服薬(オメプラール、 ガスモチン等)の処方を受けている。ま た、平成〇年〇月〇日、平成〇年〇月〇 日、平成○年○月○日には、食道胃十二 指腸内視鏡検査を受け、逆流性食道炎、 慢性胃炎(表在性胃炎)とともに食道裂 孔ヘルニアと診断されている。本資料に よれば、請求人は当該傷病など消化器疾 患によって当該医療機関を継続して受診 していたことが認められる。また、資料 ④によっては、本件初診日がいつと確認 することはできない。

以上の資料によれば、請求人は、高血圧症、高脂血症などの別傷病のために a病院に通院し、血圧、肝機能は正常範囲で経過していたが、平成〇年〇月より当該傷病と相当因果関係の認められる逆流性食道炎の症状が発症したとされていることから、請求人の当該傷病に係る初診日は、当該傷病のために受診した平成〇年〇月〇日とするのが相当である。

なお、請求人は、再審査請求時に、d 社C作成の平成○年○月○日付「証明書」を提出し、当時の○○担当課長として、 請求人が昭和○年から平成○年にかけて e社に在籍しており、c病院に通院して いたことを証言するとしているが、具体 的にどのような症状、いかなる傷病名で 受診していたか等の詳細は一切不明であ り、これを裏付ける客観的資料もなく、 記憶に基づいて作成された本資料によっ て、前記の判断が左右されることにはな らない。

4 本件初診日を平成○年○月○日とした 上で、請求人に係る被保険者記録照会回 答票(資格画面)をみると、請求人は、 同日において厚生年金保険の被保険者に は該当しない。しかしながら、同日にお いて、請求人は国民年金の被保険者であ り、所定の保険料納付要件を満たしてい ることが認められる。 5 本件障害の状態について判断する。

請求人の当該傷病による障害により2 級の障害基礎年金が支給される障害の程度として、国年令別表に「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」(15号)が掲げられている。

そして、認定基準の第2「障害認定に 当たっての基本的事項」の「1 障害の 程度」によれば、障害の程度を認定する 場合の基準となるものは、国年令別表、 厚年令別表第1及び厚年令別表第2に規 定されているところであるが、その障害 の基本は、2級については、「身体の機 能の障害又は長期にわたる安静を必要と する病状が、日常生活が著しい制限を受 けるか又は日常生活に著しい制限を加え ることを必要とする程度のもの」とし、 この日常生活が著しい制限を受けるか又 は日常生活に著しい制限を加えることを 必要とする程度とは、必ずしも他人の助 けを借りる必要はないが、日常生活は、 極めて困難で、労働により収入を得るこ とができない程度のものとされ、例えば、 家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、 下着程度の洗濯等) はできるが、それ以 上の活動はできないもの又は行ってはい けないもの、すなわち、病院内の生活で いえば、活動の範囲がおおむね病棟内に 限られるものであり、家庭内の生活でい えば、活動の範囲がおおむね家屋内に限 られるものであるとされている(以下、 このような障害の状態を、便宜上、「2 級の基本的例示」という。)。

また、認定基準の第3第1章「第18節/その他の疾患による障害」によれば、その他の疾患による障害は、同章「第1節/眼の障害」から「第17節/高血圧症による障害」において取り扱われていない疾患を指すものであるが、その障害の程度は、全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質、進行

状況等、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを2級に該当するものと認定すると定めており、障害の程度は、一般状態が、次表の一般状態区分表のエ又はウに該当するものは2級におおむね相当するので、認定に当たっては、参考とするとされている。

区分	一般状態
ア	無症状で社会活動ができ、制限を
	受けることなく、発病前と同等にふ
	るまえるもの
イ	軽度の症状があり、肉体労働は制
	限を受けるが、歩行、軽労働や座業
	はできるもの 例えば、軽い家事、
	事務など
ウ	歩行や身のまわりのことはできる
	が、時に少し介助が必要なこともあ
	り、軽労働はできないが、日中の
	50%以上は起居しているもの
エ	身のまわりのある程度のことはで
	きるが、しばしば介助が必要で、日
	中の50%以上は就床しており、自力
	では屋外への外出等がほぼ不可能と
	なったもの
オ	身のまわりのこともできず、常に
	介助を必要とし、終日就床を強いら
	れ、活動の範囲がおおむねベッド周
	辺に限られるもの

そうして、本件障害の状態は、本件診断書によれば、現在の症状等は、「食道裂孔へルニア(傍食道型)が高度で、食道・胃に関する症状多彩」とされ、一般状態区分表は、「ウ 歩行や身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なこともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居しているもの」と判断され、自覚症状として胸やけ、胸痛が強い、食思不振、摂食障害、体位変換による消化器不定愁訴、他覚所見として高度食道裂孔へルニアによる体位変換による不定愁訴から日常生活に支障あり、

H2ブロッカー等の効果少なく、手術治 療の必要ありとされているが、血液・生 化学検査では、貧血はなく、他に特段の 異常はない。平成○年○月○日b病院に て胃カメラを施行し、「高度食道裂孔へ ルニア (胃体部までヘルニア) →食道粘 膜出血、胃粘膜出血(++)とされてい る。現症時の日常生活活動能力及び労働 能力は、日常生活に支障あり、H2ブロッ カー、PPⅠ製剤無効→労働能力↓↓」、 予後は「外科的治療を行えば回復の見込 みあり。」、備考は「外科治療なければ、 日常生活は極めて制約をうける」と記載 されている。そうして、請求人作成の平 成〇年〇月〇日付病歴・就労状況等申立 書によれば、現在(請求日頃)の状況は、 自家用車又はバイク (通勤時間○分) で 通勤し、「○○市の f 社勤務先○○町で、 平成○年○月○日よりアルバイトで週○ 日~○日、1回○時間~○時間食器洗浄、 勤務時間午後○時~○時位の仕事をして います。」、仕事中、仕事が終わったとき の身体の調子は、「平成〇年〇月〇日b 病院から処方された、アルロイドGを持 参します。仕事中食道の痛み、違和感が ありますので、アルロイドGを服用しま す。痛みがあっても服用後は落ち着きま す。」としている。

以上のような本件障害の状態は、当該 傷病に起因する胸焼け、胸痛、食思不振、 摂食障害、体位変換時消化器症状など多 彩な自覚症状、内視鏡検査で食道粘膜や 胃粘膜出血があり、日常生活にも支障が あるとされているものの、血液・生化学 検査で貧血はなく、栄養状態も良好で、 他に明らかな異常検査値も認めない。ま た、H2ブロッカーは無効とされている が、食器洗浄のアルバイト中に生じる食 道の痛みや違和感はアルロイドG(注: 胃粘膜保護薬) の内服によって落ち着く とされている。このような状態は、一般 状態区分表は「ウ」であるが、客観的な 異常所見はなく、自家用車又はバイクで ○分の通勤が可能で、週○~○日、食器 洗浄の仕事を継続できていることも考慮 すると、日常生活が極めて困難で、労働により収入を得ることができず、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるとされる「2級の基本的例示」には該当しないし、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度と認めることはできない。

- 6 そうすると、本件初診日において、請求人は国民年金の被保険者であり、所定の保険料納付要件を満たしているものの、裁定請求日における請求人の当該傷病による障害の状態は、国年令別表に定める2級の程度には該当せず、もとよりそれより重い1級にも該当しない。
- 7 よって、原処分は、結論において相当 であり、取り消すことはできず、本件再 審査請求は理由がないので、これを棄却 することとし、主文のとおり裁決する。